

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）1月7日（諮問第33号）

答申日：令和8年（2026年）3月13日（答申個第28号）

事案名：ケース記録に記載された個人情報の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、ケース記録に記載された個人情報について、令和6年（2024年）8月28日に行った部分開示決定は妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）8月19日、審査請求人は、未成年者である本人（以下「本児」という。）の法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、以下の内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇月、令和〇年〇月頃熊本県中央児童相談所（以下「児童相談所」という。）が児童虐待事案として〇〇〇〇（本児）に関わった時のケース記録

- 2 令和6年（2024年）8月28日、実施機関は、「令和〇年〇月～〇月に児童相談所が児童虐待事案として本児に関わった時のケース記録」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部を開示する決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）11月14日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）1月7日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

部分開示決定処分を取り消し、黒塗りとなっている部分の開示を行うとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

### (1) 原処分について

開示部分に虚偽の記載があるため、不開示部分にも虚偽の内容が記載されている可能性がある。内容を確認するためには全部開示が必要である。

### (2) 虐待の有無について

夫婦間に喧嘩はなく、虐待の事実は存在しない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

### 1 法第78条第1項第1号(本人の生活を害するおそれがある情報)に該当する項目

本件対象文書のうち、「本児の発言内容、面接内容、動向」、「本児及び本児以外の個人の処遇に関する事項」は、児童相談所の担当者が本児、本児の弟及び本児の実母が審査請求人と別居した後に、以前の生活状況や今後の生活の動向について調査した内容であり、これらを開示すると、当該内容と審査請求人の認識に乖離があった場合、怒りが本児に向かうなど本児の生活を害するおそれがあるため、同号に該当すると判断した。

### 2 法第78条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当する項目

本件対象文書のうち、「本児以外の個人の発言内容、面接内容、動向」、「本児以外の個人の氏名、関係機関の担当者氏名」は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため、同号に該当すると判断した。

### 3 法第78条第1項第6号(審議等に関する情報)に該当する項目

本件対象文書のうち、同号に該当すると判断したのは、「関係機関との情報共有内容(通告又は事案送致に係る虐待事実は除く)」、「本児及び本児以外の個人の発言内容」、「本児及び本児以外の個人の処遇に関する事項」「家庭訪問時や本児及び本児以外の個人との面接で職員が感じたことや所見」、「関係機関名称(〇〇市の事案送致、警察の通告、家庭訪問時を除く)」、「関係機関の担当者氏名」、「関係機関の調査に関する内容」、「簡易援助方針会議での虐待リスクの評価、今後の方針に関する事項」、「受理会議で決定された関係機関への調査又は連携

に関する事項」である。

これらを開示した場合、児童相談所の担当者や関係機関が保護者からの反応等の影響を受けることが予想される。そうした事態を考慮した児童相談所の担当者が、調査内容等から得られた結果をケース記録に記載することを躊躇したり、関係機関が調査への協力に消極的となり、その結果、面接や調査に基づく評価や問題点についての総合診断（以下「リスクアセスメント」という。）を適正に行うことが困難となるおそれがある。

#### 4 法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）に該当する項目

本件対象文書のうち、同号に該当すると判断したのは、「関係機関との情報共有内容（通告又は事案送致に係る虐待事実は除く）」、「本児及び本児以外の個人の発言内容」、「本児及び本児以外の個人の処遇に関する事項」「家庭訪問時や本児及び本児以外の個人との面接で職員が感じたことや所見」、「関係機関名称（〇〇市の事案送致、警察の通告、家庭訪問時を除く）」、「関係機関の担当者氏名」、「関係機関の調査に関する内容」、「簡易援助方針会議での虐待リスクの評価、今後の方針に関する事項」、「受理会議で決定された関係機関への調査又は連携に関する事項」である。

当該情報を開示することで、前述3と同様の懸念があるほか、初期調査時点の未成熟な情報やそれに基づく児童相談所の検討内容も記載されているため、保護者に対して不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、児童相談所と保護者の援助関係の維持が困難となり、今後の児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分  
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

#### 1 原処分の妥当性について

##### (1) 法第78条第1項第1号該当性について

ア 法第78条第1項第1号は、次の情報を不開示情報として規定している。

開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。（中略））の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

イ ここで、同号該当性について検討する。

法で定める保有個人情報の開示請求制度は、本人又は代理人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、児童虐待事案の児童本人に関する情報を親権者が法定代理人として児童本人に代わって児童の心情等が記載された相談記録等の開示請求をした場合に、開示することで児童に危

害が及ぶおそれがある場合等、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

ウ 当審議会において不開示部分を確認したところ、本児が児童相談所の担当者に発言した内容及び心情に関する記載が認められた。

エ 本件は、警察から通告された児童虐待事案であるところ、仮に審査請求人が本件事案に関与していた場合、当該情報を開示することにより、審査請求人と本児との関係性に影響が生じ、本児の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認めるのが相当である。したがって、同号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

## (2) 法第78条第1項第2号該当性について

ア 法第78条第1項第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（中略）ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ 当審議会において不開示部分を確認したところ、本児以外の個人の発言内容及び氏名等の記載が認められた。

ウ これらの情報は、本児以外の特定の個人を識別することができる情報であり、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、同号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

## (3) 法第78条第1項第6号該当性について

ア 法第78条第1項第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

国の機関、（中略）地方公共団体（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの

イ 当審議会において見分したところ、不開示部分には実施機関の内部又は関

係機関との相互間における情報共有の内容や担当者による所見、会議における評価・検討結果等の記載があり、事案対応の過程における審議及び検討の内容そのものであった。

ウ 虐待事案への対応は高い専門性及び緊急性を要し、関係機関との緊密な連携のもとで行われるものであるところ、これらの情報を開示することとなれば、今後の事案検討や記録作成に際し、保護者からの反応を懸念するあまり、率直な意見交換や正確な情報の記録を阻害される可能性が否定できない。また、関係機関が調査協力や情報提供に慎重となることで、リスクアセスメントの適正な実施や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、同号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### (4) 法第78条第1項第7号該当性について

ア 法第78条第1項第7号は、次の情報を不開示情報として規定している。

国の機関、(中略) 地方公共団体(中略) が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(以下省略)

イ 当審議会において不開示部分を確認したところ、関係機関との情報共有内容、児童相談所での評価、検討内容等が記載されており、初期調査時点における未成熟な情報や検討内容が含まれていた。

ウ 虐待事案に係る調査は、児童及び保護者の状況を把握し、どのような援助が必要であるかを判断するための基礎資料を収集するものであり、関係機関から提供される情報は、支援の方針決定及び継続的なリスクアセスメントの実施に不可欠である。

エ 当該情報が開示されれば、関係機関が萎縮し調査協力等に慎重となることで実施機関の情報収集が困難となる可能性があるほか、未確定又は暫定的な情報が保護者との信頼関係に影響を及ぼし、その後の調査及び支援の実施に支障を生じさせるおそれがあると認められる。したがって、同号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

#### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 1月 7日	・ 諮問（第33号）
令和7年（2025年） 10月28日	・ 審議
令和7年（2025年） 11月25日	・ 審議
令和7年（2025年） 12月23日	・ 審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和8年（2026年） 1月27日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 2月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘